

会議名	令和2年度第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会
開催日時	令和2年7月17日（金）午後2時00分～3時40分
開催場所	板橋区役所本庁舎（北館）9F 大会議室B
議 題	板橋区障害者計画2023及び障害福祉計画(第6期)・障がい児福祉計画（第2期）の策定について
出席者	[委員 出席13名]（敬称略） 中島隆信、藤井亜紀子、渡辺理津子、生方一恵、山本英利、鈴木正子、長澤重隆、佐々木章吾、秋吉麻帆、勝沼深、二階堂美保、土岐祥子、村山美和、（欠席2名） [区側出席者]区長(挨拶のみ)、福祉部長 [事務局]障がい政策課長および係長・担当職員、障がいサービス課長
傍聴の可否	公開（傍聴できる）
傍聴者数	3名
議事次第	1 開会 (1)委嘱状の交付 (2)各委員紹介 (3)委員長の推薦 (4)副委員長の指名 2 議題 (1)板橋区障がい者計画2023及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定について (2)計画骨子案について ※途中で区長挨拶あり 3 その他 4 閉会
配布資料	資料1：板橋区障がい者計画及び障がい福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定について 資料2：板橋区障がい者計画2023障がい者福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）骨子案 資料3：第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画に係る基本指針の見直しについて 資料4：障がい福祉に関する区民意向調査（アンケート）の実施状況 参考：板橋区障がい福祉計画策定委員会設置要綱
所管課名	障がい政策課

議事状況

1 開会

(事務局)

本日は、お忙しい中、またあいにくの天候の中、お集まりいただきましてありがとうございます。

定刻となりましたので、板橋区障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。

私は、当委員会の事務局を担当します障がい政策課長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、窓の開放等をさせていただいております。また基本的に着座にて進めさせていただきたいと思っておりますので、ご理解・ご協力の程、お願い申し上げます。

(事務局)

それでは、これより板橋区障がい福祉計画等策定委員会の委嘱状交付式及び第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催させていただきます。

まず本委員会の設置目的ですが、板橋区における障がい者の総合的施策を定める障がい者計画を策定すると共に必要な障がい者サービスの計画的な提供を定める障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を定めるにあたり、協議及び調査検討を行うことを目的に設置されたもので、15名の委員の方に出席をいただいているものでございます。

なお本日は、齋藤英治様と糸賀久夫様の2名の方の欠席連絡を受けていますが、半数以上の委員のご出席をいただいておりますので、板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立をしておりますことをご報告申し上げます。

(配付資料の確認：資料1から4と参考の委員会の設置要綱)

なお、本委員会は資料、議事録、いずれも原則公開とさせていただきます。

発言にあたりましては手話通訳の対応がございますので、可能な範囲でゆっくり、はっきり、わかりやすくお願いします。また個人情報等にご配慮をお願いします。本日は傍聴者の方が3名いらっしゃっております。ご承知おきいただきますようお願いいたします。

(1)委嘱状の交付

(事務局)

では、只今から板橋区障がい福祉計画等策定委員会の皆様に、委嘱状の交付をさせていただきます。

本来ですと区長から直接お渡しするところですが、坂本区長は他の公務のため、本日は福祉部長・榎木よりお渡しさせていただきます。なお区長につきましては、到着次第、皆様にご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

これから、福祉部長が委員の皆様のお席を回り、お名前を読み上げますので、その場でご起立のうえ委嘱状のお受け取りをお願いいたします。なお、車椅子の方は、座ったままでお願いします。

それでは、第6期板橋区障がい福祉計画等策定委員会の委員の委嘱をさせていただきます。

本委員会は「板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱」第3条により、15名の委員の皆様から組織されてございます。障がい当事者の方、障がい福祉関係機関の委員の皆様につきましては、各団体からご推薦をいただいた方となっております。

(福祉部長より各委員へ委嘱状を交付)

(2)各委員紹介

(事務局)

改めまして、各委員の皆様の紹介をさせていただきます。

次第裏面に委員名簿がございます。名簿の順に進めて参ります。なお、肩書は推薦書に書かれているもので紹介させていただきます。ご着席のままお聞きください。

(委員名簿の読み上げにより、委員紹介)

以上15名の委員の方に本委員会でのご協議をお願いいたします。

(事務局)

次に区側出席者の紹介をさせていただきます。

(福祉部長、障がい政策課長、障がいサービス課長等紹介)

また、計画策定の支援委託の事業者の方が本日同席しています。

(3)委員長の推薦

(事務局)

それでは、板橋区障がい福祉計画等策定委員会設置要綱第4条第1項に基づき、委員の互選で委員長を選任させていただきたいと思えます。どなたか、委員長のご推薦をいただければと存じますが、ご意見等ございますでしょうか？

(委員)

中島委員がふさわしいと思えます。

私は障がい福祉計画では、第4期から策定委員会に参加しておりますが、第5期の際に的確な進行でまとめていただいております。第6期についてもお願いできればと思えます。

(事務局)

只今、委員から中島委員のご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(「意義なし」の声多数あり。)

よろしいでしょうか？それでは、中島委員に委員長をお願いしたいと存じます。中島委員長、どうか宜しく願います。

(委員長)

前回は拝命させていただきましたが、今回も引き続き、皆様方からしっかりとご意見を吸い上げ、それを計画に反映させ、しっかりしたものを作れるように力を尽くしたいと思います。ご協力の程、よろしく願います。

(4)副委員長の指名

(事務局)

ありがとうございました。続きまして、副委員長の指名をお願いしたいと存じます。副委員長は、板橋区障がい福祉計画策定委員会設置要綱に基づき、委員長の指名となっております。中島委員長より、副委員長の指名をお願いいたします。

(委員長)

本日は欠席されていますが、板橋区医師会会長を務めていらっしゃる齋藤委員に副委員長をお願いしたいと思います。

(事務局)

只今、委員長から副委員長に齋藤委員をご指名いただきました。従いまして、この委員会は、中島委員長、齋藤副委員長で運営していくこととなりました。

なお、齋藤副委員長には、指名があった際にはお受けいただくことについては、予め了解を得ています。本日につきましては、ご欠席ということでございますので、事務局でフォローして進めていきたいと思っております。

2 議題

(1) 板橋区障がい者計画2023及び障害福祉計画（第6期）・障がい児福祉計画（第2期）の策定について

(事務局)

それでは、板橋区障がい福祉計画等策定委員会の体制が整ったところでございますので、第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を始めさせていただきます。

それでは、ここからの委員会の議事進行を中島委員長をお願いしたいと存じます。委員長、どうぞよろしく願います。

(委員長)

ただいまより第1回板橋区障がい福祉計画等策定委員会を開催します。本日の進め方ですが、いくつかの議題がありますが、とりまとめ一遍に議論したいと思いますと思いますが如何でしょうか。

(事務局)

本日の主要な議案としましては、資料2の計画の骨子案でございます。骨子案は3章の構成でまとめてございますので、各章ごとに説明をさせていただき、協議・確認をしながら進めていく形を取らせていただければと思います。最後に全体を通じての確認をする形では如何でしょうか。

【第1章・説明】

(委員長)

皆様よろしいようですので、事務局から第1章から説明をお願いします。

(事務局)

それでは、第1章の説明をさせていただきます。資料1にとりまとめをさせていただきます。

(資料1のポイントを抜粋して読み上げにより説明)

(委員長)

ありがとうございました。第1章は計画の基本的な考え方や枠組みについて書かれていますが、ここで皆様からの御質問・御意見等いただきたいと思います。如何でしょうか？

(委員長)

特によろしいですか。基本的なところですので、この点につきましては、皆様情報共有されているということで、よろしいでしょうか。

(2)計画骨子案について

【第2章・説明】

(委員長)

それでは、第2章の説明をお願いします。

(事務局)

第2章は、これまでの振り返りをまとめているところでございます。

(資料2の4ページ以降を抜粋し、読み上げにより説明。)

(資料4と資料2の11ページ以降で、アンケート結果を説明。)

【第2章・質疑応答】

(委員長)

かなり分量の多いところですが、最初は統計数値、次は計画を作るための数値の振り返りといった記述となっておりますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

(委員)

障がい福祉サービスの状況についての質問です。先ほどの説明であった、重度訪問以外ではそんなに変化がないということですが、重度

訪問の見込み量と実績が何年か前と数字が倍違います。今までの伸び率で計算しているのでしょうか？

(事務局)

重度訪問介護につきましては、平成29年度から令和2年度、見込み量、実績を捉えています。

ご指摘いただきました通り、見込み量を超える実績量、倍近い実績が出ているということがございます。こちらの見込み量につきましては、前回の計画を策定する時に、3年間の見込みを立てたところですので、今回の計画を策定の際には、こういった実績実績を踏まえて、見込み量の設定をしていくというところがございます。

(委員)

わかりました、ありがとうございます。実績を見込んだうえでの策定内容ということで理解してよいですか。

(事務局)

おっしゃる通りでございます。

(委員)

数字を見させていただく中で、どうしても区分が身体障がい者、知的障がい者となっております。身体障がい者と申しましても、病気で分けるとより細くなる部分もあります。重複障がい者、区分も1度、2度、3度、4度と分かれています。その中でも、4度でもより最重度の方など、より詳しい詳細についての数値については、把握されているのでしょうか。

(事務局)

現状としましては、障がい者の傾向という中で、身体障がい、知的障がい者と掲載させていただいているところでございます。

ご質問の中で、身体障がい等につきましては、各障がい種別等掲載させていただいているということがあります。知的障がいにつきましては、それぞれの重さ、度数まで記載させていただいているところでございます。この区分の中での重さというのは、数値として捉えられていないという状況がございます。

あくまで身体障害者手帳をお持ちの方の数といったところの数ですので、その中での違いといったところまでは捉えきれないというところはございます。

(委員長)

それは、そもそも調査されていないということですね。

(事務局)

それにつきましては、支援区分を決めることはございますが、なかなか把握しきれないところと考えております。

(委員長)

精神障がいにはいろいろあり、特に成人の方について、実は発達障

がいであるけれども、精神障がいのような症状が強い場合があります。その場合、精神障がいという形のくくりだけですと、なかなか把握しづらい部分があります。

そのあたりが調査されているのかどうかということです。されてなければ仕方がないということになります。

(事務局)

発達障がいのある方ということで、精神障がいの中では一定数いると捉えているところがございます。必ずしも手帳があるということではありませんので、なかなか数字として捉えるということが難しいと認識しております。

こちらにつきましては、課題ということで、今年秋に本開設する、発達障がい者支援センターがございますけれども、こういったところで適切な支援につなげていくためにも、きちんと実態把握が必要であろうということで、そのための調査に向けた調整を図っているところがございます。

(委員)

もう一つよろしいでしょうか。アンケートの回収率なのですが、先ほどのご説明で、前回のよりも高かったということで、その点は良かったと思います。アンケートの方法は郵送ということなのですが、私自身障がい者の人と多くのつながりがあるわけではないので、自分の感覚で言わせてもらいますが、自分で書けない、理解はできるが書くのが難しい、介助を使っている方々は、介助者に書いてもらうということができませんが、誰に書いてもらうか探さなければならないなどの課題もあります。

一つの選択肢として、ホームページ上でアンケートをかけるとか、何かにもう少し方法があると、回収率が上がるのではないのでしょうか。回収率を多くしたいのか、あくまで郵送で実態把握をしたいのか、その点が曖昧だと思います。

(事務局)

今回のアンケート調査は、統計的な確認の中での無作為抽出という形で、郵送にさせていただいているところです。少しでも多くの方々のご意見をいただけるような工夫につきましては、今後調査を行うときには、検討したいと思います。今回につきましては、郵送で対応させていただいたところがございます。

今後広く意見を頂戴するという形につきましては、素案をまとめた段階で、パブリックコメントという形で皆様のご意見を頂戴するという機会は設けてまいりたいと考えているところがございます。

(委員)

6ページの障がい児の推移と傾向を見ていただきたいです。障がい者手帳を必ず取得するとは限らないため、統計的な把握が困難となっ

ておりますが、同感です。当施設にいらしているお子さんも手帳を持っていない方が多くいらっしゃいます。

でも、一方で、知的な遅れはないけれども、発達障がいという診断で、精神の手帳を就学前に取られるお子さんが出てきています。ここでは精神の手帳を取得している二十歳未満のお子さんの統計的なものが何もないのですけれども、これは全然対象になっていないのでしょうか。

(事務局)

アンケート調査におきましては、資料4をご覧ください。手帳を所持しない幼児ということで、児童発達支援事業者利用者にご意見を募ったところです。ただ、今お話しいただきました、精神障がいの手帳の所持者の把握に関しましては、関係部署に確認した上で、対応を検討させていただきたいと存じます。

(委員)

この計画、骨子案をよく読ませていただきました。発達障がいに関して、大人に関しては発達障がい者センターが秋に本格始動するわけですが、ここがまず始まりで、これから潜在化している引きこもりや生活保護の人たちが出てくるツール、センターができたと思います。これまで事務局の方々がずっと発達障がいに関して取り組んで、先駆的な施設を回ったりしていただきました。その中で、これはやはり明文化して、課長が変わったり、いろいろな体制が変わったりしても、センターを作った理念を維持できるようにしていただきたいです。

板橋区の地域資源を活用した支援となると、いくつかあると思います。まず、8ページの発達障がいの取り組みで触れている理念を明文化させることです。なぜ作ったのか、例えば、発達障がいの人たちが生きやすい社会を目指して話し合ってきたことです。当事者が自分の特性を知り、各自の強みを発揮し、自らで問題解決や目的達成できるようにエンパワーメントを行い、社会参加できるような支援に取り組み、地域で安心して生きられる場所を作るといった話をずっとしてきました。

このような理念があって、こういう取り組みをしますということだと思います。ですから、地域資源を活かすという話を入れた方がいいと思います。

(事務局)

8ページ、発達障がいへの取り組みというところで、発達障がい者支援センターの開設に関しましては、設置の目的と理念等について、記載を改めさせていただければと存じます。

また、具体の取り組みにつきましては、素案で記載させていただきたいと思います。関係機関につきましては、健康福祉センターを含めて記載方法は検討させていただきたいと思います。

地域資源の活用という部分につきましては、非常に重要な視点かと思いますので、このような意見を踏まえまして、少し記載を整理させていただきたいと考えております。

(委員)

細かいところで書く、ということについては良くわかりますが、健康福祉センターについては、精神障がいの方や発達障がいの方がそこに行くので、子どもの発達障がいのセンターと並列して入れないと曖昧になってしまうので、入れた方がいいと思いました。

(事務局)

ご意見として受け止めさせていただき、検討させていただきます。

【第3章・説明】

(委員長)

では、第3章について説明をお願いします。

(事務局)

第3章につきましては、13ページ以降で、計画の基本的な考え方を示しています。

(資料2の13ページ以降を抜粋し、読み上げにより説明。)

【第3章・質疑応答】

(委員長)

ここまでで皆様の御意見、御質問をいただきたいと思いますが、如何でしょうか？

(委員)

16ページ重点項目1の相談支援体制の充実に関して、発達障がいの取り組みとして、今後どういう地域にしていくのか、保健衛生を含めた地域の連携で体制を築いていくことを入れることが大事ではないかと思えます。

(事務局)

重点項目という中で位置づけさせていただいているところでございます。ご指摘いただきました記載につきましては、今後施策に基づく事業を設定していく際に細かく設定しますが、重点項目の記載についてもご意見を踏まえ、修正の検討をさせていただければと思えます。

(委員長)

具体的なところは、事業のところで書きこんでいく、ということでございました。

【区長挨拶】

(事務局)

区長が到着されましたので、ご挨拶をお願いします。

(区長)

皆様こんにちは。会の途中ではございますが、皆様に一言、ご挨拶を申し上げます。

今日は大変お忙しい中、このようにご参加いただき、誠にありがとうございます。

板橋区障がい福祉計画等策定にあたり、今日から委員の皆様と協議いただいています。委員の就任を含め、重ねてお礼を申し上げます。

障がい者福祉計画は切れ目のない支援の視点から様々な取り組みが進められております。制度改正も頻繁に行われているところであります。こうした中、現行計画から障がい児福祉計画も具体的に改定をしまして施策を推進しております。

また協議の中で説明があったかと思いますが、次期計画の策定にあたりましては、社会福祉法の改正への対応を図るべく、障がい者福祉施策の方向性を示す障がい者計画も併せて策定することとしております。

区におきましては、誰一人取り残さないという理念のもとにSDGsの視点を区政経営にも取り入れ、施策を展開しております。

この障がい者福祉の取り組みは、方向性を一にするところでございまして、障がいがある方が安心して暮らし続ける地域作りを進めていく必要があると考えております。

つきましては、委員の皆様からご経験やご知見などによる、多様なご意見を頂戴し、障がいのある、なしに関わらず区民の皆様からご理解とご期待をいただけるような、計画を策定したいと考えております。区民目線、わかりやすさなどの視点も含め、検討をしていただきたいと考えております。

最後になりますが、今日から来年の春まで大変長丁場となり、計画策定にあたっていただきますけれども、改めてお願いとお礼を申し上げます。特に、新型コロナウイルス感染症が危険な状況でございますので、皆様にはくれぐれも健康にご留意をされまして、今後とも板橋区政への変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。どうぞ皆さまよろしくお願いたします。

(事務局)

ありがとうございます。坂本区長におかれましては、公務の関係で、こちらで退席をさせていただきます。

【第3章・質疑応答(つづき)】

(委員)

気になることがあります。重点項目には災害について書かれていません。これは今後の話かもしれませんが、重点項目でなくて良いのでしょうか。例えば、本日は障がい者団体の方もいらっしゃると思いま

す。避難所で受け入れてもらえるのかどうか、明確でないので不安があります。

(事務局)

骨子案20ページをご覧ください。こちらの施策3にて触れております。

昨年度、大きな被害を及ぼしました台風15号及び19号、また今回の新型コロナウイルス感染症、こういった有事の際の障がいのある方への対応につきましては、区におきましても、非常に大きな課題と捉えているところでございます。

今後、障がいのある方が安心、安全に生活を続けられるよう、災害時におけるBCPの整備・充実、情報提供体制の確保、区民相互における支援体制づくりなど、こういったきめ細かい支援体制の構築に取り組んでまいりたいと考えております。

また、危機管理室等を中心に、現在区の方でも検討を進めているところでございます。その中での細かな取り組みにつきましては、素案の中での事業という位置づけを考えているところでございます。

今、お話しにございました災害時等の対応、新型コロナウイルスの対応については今後の情勢に基づいて充実を図ってまいりたいと考えているところでございます。

重点項目での位置づけというところに関しましては、皆様のご意見でも出ているところですので、そういった状況も捉えながら、検討の必要があると捉えているところではあります。

(委員)

関連で自然災害で大雨が降った際、外出できませんでした。近くに避難所がありますが、行く勇気がなかったのです。ボランティアセンターで体験できることなので、私も体験しておけばよかったと思いました。実際にどういう取り組みをしていたのでしょうか。

(事務局)

昨年の台風の際には、障がいのある方、高齢者の方々も含めて、避難行動、避難所はどうするかということは大きな課題となりました。そのような状況を含めまして、区におきましては、今回、今年も台風シーズンが来ますので、そのような方々への支援を急いで検討しているところです。場合によっては、動かないほうが安全なときもあったり、動いた方がいい時もあったりしますので、そういったことも含めて、区だけではなく、民間事業所や区民の方々のご支援をいただきながら、支援を必要とする方々が安心して、避難行動がとれるような方策を検討しているところでございます。

そちらにつきましても、検討状況を踏まえて、この計画にもきちんと反映して参りたいと考えているところでございます。

(委員)

17ページ、地域生活支援拠点の整備について、これからの展開や具体的な施策があるのかを教えてください。

(事務局)

地域生活支援拠点の整備についてご説明を申し上げます。

障がいの重度化や親なき後の支援を見据えた障がい者の居住支援などの機能で、厚生労働省の方から示されている機能として、相談、緊急時の対応、体験の機会、専門的人材の確保要請、地域の体制作り、といった機能を各自治体単位で整備するようにと示されているものでございます。

一つの例であります。現状区におきましては、相談機能は高島平にあります、障がい者福祉センターの基幹相談支援センターを中心に相談支援の体制を構築しているところでございます。

こちらにつきましては、地域支援生活拠点の整備の中で求められる緊急時を含めた常時の連絡体制を確保いたしまして、必要なサービスにつなげていくという所まではたどり着いていないという現状です。今後につきましては、そのような機能の充実を図る必要があると捉えているところでございます。

また、緊急時の受け入れ対応といった機能に関しましては、短期入所等活用して、態勢を確保するということが求められているところでございます。

区におきましては現在、赤塚福祉園にあります赤塚ホームで一定の対応をしているところではございますが、まだまだ場所を含め、サービス対応において十分ではないと考えているところでございます。

今後につきましては、少し先になることではございますけれども、令和5年3月、大山の健康長寿医療センターの隣の公有地を活用して、障がい福祉サービス事業所を建設する予定がございまして、こちらにつきましては、民間で行うものでございますが、区として課題を実現すべく、短期入所の施設に緊急時の受け入れをきちんと確保していただくというような形で、調整を図らせていただいているところでございます。

また、体験の機会については、障がいのある方が自立した生活をしていくための交流の機会・場を提供するところでございます。こちらにつきましては、主にグループホーム等を活用して設定していくものとなっております。こちらにつきましても、先ほどご説明いたしました大山に建設される障がい福祉サービス事業所の中に、グループホームができるところでございますので、この中で体験、機会の場を確保していくところです。

これにとどまらずに、区内のグループホームを整備している事業所にも協力をいただいて、一つでも多くのこのような場を設定していき

たいと考えています。

また、専門的人材の確保、地域の体制づくりというところでは、基幹相談支援センターを中心に各事業所との連携体制を現在も図っているところがございますが、ここについてもさらなる充実が必要と考えています。専門的人材の確保につきましても、障がいのある方の高齢化や重度化を踏まえると、さらなる充実が必要と考えております。様々なサービスにつなげるコーディネーターの設置等を含めて、対応を図っていく必要があると考えております。一定の事業は行っていますが、まだまだ充実が必要と捉えています。

国の方から示されている指針の中では、令和2年度末までには、まず拠点の整備というところを進めるようにというところですが、また、令和3年度以降の指針につきましては、その充実を図っていくようにと示されているところがございます。これに依じて、区でも取り組みを進めていきたいと考えております。

(委員)

いろいろな他機関との連携など、課題が詰まっている大きな取り組みで、必要性が高いと思います。こういうものは部会として取り組むことが必要だと考えますが、如何でしょうか。

(事務局)

地域生活支援拠点の整備につきましては、区で設置している自立支援協議会の方でも、テーマとして取り上げさせていただいております。その中で様々な委員の皆様のご視点を踏まえて、どういった整備が板橋区の特徴を捉えて望ましいかというご意見をいただきながら、検討・取りまとめを進めて参りたいと思います。

一昨日、自立支援協議会の本会がございまして、その中でも、テーマとして取り上げて、協議をさせていただきました。

今年度1年間をかけて議論いただく中で、一定の体制を整備し、令和3年度以降充実等図って参りたいと考えています。継続的に意見をいただきながら、板橋区の実情に合ったサービス提供できる体制を構築してまいりたいと考えているところがございます。

(委員)

自立支援協議会で十分な議論の場と回数が図れるのでしょうか。年間を通して定例的で、事務局の提案を受けて、あまり議論が深まっていないと自立支援協議会の委員からも聞いています。課題解決について、自立支援協議会に議論の場を移すのであれば、非常に大事で、障がいの幅も広いです。これまで、福祉園やグループホーム等、単一機能のものを多く作ってきていますが、関連したものは事業者が異なるので、区としてのリーダーシップや方向性を明確にしなければ、事業者任せに調整がうまくいかず、課題が残ることが見えてくるのかと思うのですが、いかがでしょうか。この策定委員会だけではなく、課

題は自立支援協議会を含めて捉えていただきたいと思います。

(事務局)

自立支援協議会につきましては、本会については年3回程度を予定しております。その他に6つの定例部会を持っております。

その中で、それぞれの分野における部分で協議し、本会に上げていただく形で、議論が深まるように取り組みを進めてまいりたいと考えております。また区のリーダーシップにつきましては、区の事業として行っている基幹相談支援センターの機能の充実を図ることが重要だと考えております。来年度からの新たな指定管理事業者の選定等を含めて対応しているところがございますので、委託事業者に任せるだけでなく、区として一体として進められるように今後運営の改善を図ってまいりたいと考えております。

(委員)

地域生活支援拠点について、板橋区は面的整備を進めているので、コーディネーターが大きな役割を占めると思うのですが、17ページの図にはコーディネーターが入っていますが、文言には触れていないので、役割や対応、誰が担うのかといった点をもう少し詳しく書いていただけないでしょうか。

(事務局)

こちらにつきましては、重点項目ということで少し大きな表現をさせていただきます。これに基づく事業は、素案の段階で位置づけをさせていただく予定です。その中で、よりわかりやすく、詳細な部分も伝わるように表現していきたいと考えております。

【全体を通じて】 ※第1～3章

(委員長)

それでは、ここまでの全体を通じて御意見、御質問のある方は、いらっしゃいますか？

(委員)

推移の中で、重点項目3の中に障がい者の重度化があります。重点項目2では、子どもの方で医療的ケア児ということで、重症心身障がい児ということがありますが、重症心身障がい者の方も増えてきていると思います。その中で、全てがリンクしてきます。例えば10ページ(2)で、訪問系サービスにおいて、重度訪問介護の伸び率がそれ程高くはない状況では、隠れている部分として、重度訪問介護と同行援護は事業所が限られており、なかなか当事者が利用できない部分も出て来ていると思います。その辺りを把握して、実際は利用ができないから伸びていない、そのため、より詳しく掘り下げて調査し、ニーズに合ったものを作っていかなければならないと思います。その点について、総合的にお願いしたいです。

(事務局)

10ページはサービスの利用状況で表現させていただいていますが、今後の事業の方向性を捉えていく中で、洗い出しを行ったうえで、必要なサービス、施策、事業を設定して参りたいと考えているところでございます

(委員)

18ページの施策2「障がいのある人の自立と質の向上」の自立という言葉が気になります。何が自立なのか。自立のあり方はそれぞれの障がい、立場によって違うと思います。

大きな意味で捉えて、「障がいがある人がそれぞれの自立のあり方の実現に向けて」というような言葉でいかがでしょうか？

(委員長)

非常に重要な視点ではないかと思いますが。

(事務局)

それは非常に重要な視点かと思えます。ご意見を踏まえて、こちらの記載につきましては、修正をかけさせていただきたいと思えます。

(委員長)

自立や社会参加という文言はよく使われるのですが、それぞれの制度によって、みんな違ってきます。

3 その他

(委員長)

委員会終了後も、メール等でご意見は受けられるのでしょうか。

(事務局)

改めて、事務局の方から期限等を設定させていただき、ご意見を賜ります。よろしく願いいたします。

4 閉会

(委員長)

最後に、次回の日程等について、事務局よりお願いします。

(事務局)

資料1項番7で予定を考えており、次回の策定委員会は、9月中旬から下旬を考えております。詳細が決まりましたら、改めてご連絡申し上げます。

(委員長)

本日の委員会はこれにて閉会いたします。有難うございました。